

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年7月9日(金)15時30分～16時15分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター 廃止措置技術部

技術主幹 他8名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年6月9日付けで申請のあった核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書に関して、令和3年7月2日に行った面談での原子力規制庁からの指摘について、資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を指摘した。

○保安規定において、臨界防止の観点から核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うグローブボックス No.D-33 の取扱制限量を 0.24kgPu\*としているが、令和3年5月7日付け原規規発第 2105073 号の使用変更許可では、グローブボックス No.D-33 と灰化試験室も含めて 0.24kgPu\*を超えないように管理するとしている。保安規定におけるグローブボックス No.D-33 の制限量における記載について、令和3年5月7日付け原規規発第 2105073 号の使用変更許可と整合するよう記載を見直すこと。

(3) 原子力機構から、本日の面談での原子力規制庁からの指摘に対して、補正にて対応する旨の回答があった。

6. 提出資料

・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定使用(変更)許可と保安規定の記載整理表

・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表

・核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請第1回面談(7月2日)時のコメント回答

- ・環境技術開発センター 安全作業基準 廃止措置技術部施設編
- ・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)